

(案)

収入印紙

貼 付

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業
設計・施工一括型工事契約書

工事名	(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業 設計・施工一括型工事																																											
工事場所	大東市北条二丁目19番地内他																																											
工期 (履行期間)	議決後効力発生通知に記載する着手年月日から令和12年2月28日まで																																											
契約金額	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 (内、消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円) 【内訳】 ＜実施設計業務＞ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円(税込) ＜建設工事＞ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円(税込) ＜工事監理業務＞ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円(税込)																																											
契約保証金	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 担保 ・現金 ・前払金保証事業会社の保証 ・() ・公共工事履行保証証券 (履行ボンド) ・履行保証保険 ・随意契約の免除に該当																																											
支払条件	前金払適用あり・部分払〇回及び竣工払 ※前払金については、実施設計業務・工事監理業務に係る各年度の契約金額(出来高予定額)の10分の3以内、建設工事に係る各年度の契約金額(出来高予定額)の10分の4以内とする。 【実施設計業務】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>前金払及び部分払支払限度額</th><th>出来高予定額</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 8</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 9</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 10</td><td>支払なし</td><td>—</td></tr></tbody></table> 【建設工事】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>前金払及び部分払支払限度額</th><th>出来高予定額</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 8</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 9</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 10</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 11</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr></tbody></table> 【工事監理業務】 <table><thead><tr><th>年度</th><th>前金払及び部分払支払限度額</th><th>出来高予定額</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 8</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 9</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 10</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>R 11</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円</td></tr></tbody></table>		年度	前金払及び部分払支払限度額	出来高予定額	R 8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 10	支払なし	—	年度	前金払及び部分払支払限度額	出来高予定額	R 8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 10	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 11	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	年度	前金払及び部分払支払限度額	出来高予定額	R 8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 10	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	R 11	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
年度	前金払及び部分払支払限度額	出来高予定額																																										
R 8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 10	支払なし	—																																										
年度	前金払及び部分払支払限度額	出来高予定額																																										
R 8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 10	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 11	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
年度	前金払及び部分払支払限度額	出来高予定額																																										
R 8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 10	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										
R 11	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円																																										

解体工事に 要する費用等	当該契約が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。なお、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。
備考	・本工事は設計・施工一括型工事であり、実施設計・工事監理業務を含む。 ・本件契約は、本約款第71条に規定する「議会の議決を要する契約」に該当するものである。

上記の工事について、発注者大東市（以下「発注者」という。）と受注者 ○○○○○○（以下「受注者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者は別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して履行する。

この契約は、仮契約であるからこの契約につき市議会の議決を得たとき契約が成立し、本契約となる。ただし、市議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は損害賠償の責は負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府大東市谷川一丁目1番1号
 大阪府大東市
 大東市長 逢坂 伸子

受注者

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業 設計・施工一括型工事契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、第3項に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び第3項に定める書類及び図面を内容とする設計・施工一括型工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この約款における用語の定義は、この約款で別段の定めがない限り、次の各号のとおりとする。

- (1) 「技術提案書」とは、入札実施要領等に従い受注者が作成し発注者に提出した令和●年●月●日付技術提案書及び当該技術提案書の説明又は補足として受注者がこの契約の締結日までに発注者に提出したその他一切の書類（令和●年●月●日実施のプレゼンテーション・ヒアリング時の応答内容をまとめた質疑回答書を含む。）をいう。
- (2) 「建設業務」とは、整備対象施設の建設工事、整備対象施設に係る土木工事等及び解体撤去工事を個別に又は総称していう。
- (3) 「実施設計業務」とは、整備対象施設等に関する調査業務及び実施設計業務をいい、詳細は入札実施要領等による。
- (4) 「工事監理業務」とは、設計図書に基づいて整備対象施設の建設工事、整備対象施設（共用する公園部分を含む。）に係る土木工事等及び解体撤去工事が適切に施工されるよう監理する業務をいう。
- (5) 「その他関連業務」とは、各種説明会の支援業務、資料等の作成、ワークショップの開催・企画の支援、什器備品等の調達に係る支援、既存校舎から受け継ぐべきものの移設・設置を個別に又は総称していい、詳細は入札実施要領等による。
- (6) 「整備対象施設」とは、新たに整備する（仮称）大東市立ほうじょう学園（前面道路・共用する公園部分を含む。）をいい、詳細は入札実施要領等による。
- (7) 「入札実施要領等」とは、令和7年10月3日付（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業入札実施要領及びその添付資料（[要求水準書、様式集及び提供資料]を含む。）など総合評価一般競争入札の実施時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。
- (8) 「本業務」とは、実施設計業務、建設業務、工事監理業務及びその他関連業務を個別に又は総称していう。

3 この契約を構成する書類及び図面は、この約款、入札実施要領等及び技術提案書とし、それらの記載に齟齬がある場合には、以下の各号の順にその内容が優先する。なお、この契約を構成する書類及び図面が変更された場合には、変更後の書類及び図面に基づいて本業務を履行するものとする。

- (1) この約款
- (2) 入札実施要領等
- (3) 技術提案書（ただし、技術提案書の内容が、入札実施要領等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して技術提案書が入札実施要領等に優先する。）

4 受注者は、本業務を契約書記載の期間又は工期内に完成し、契約書の記載に従い、実施設計図書及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書の記載に従い、その契約金額を支払うものとする。

5 受注者は、この約款若しくは入札実施要領等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者の協議により別途の合意がある場合を除き、実施設計図書を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとし、また、解体、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び入札実施要領等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 発注者及び受注者は、この契約の締結と同時に建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3第1項に定める事項を記載した書面に各々記名押印し、取り交わすこととする。

- 8 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「催告等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 9 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する催告等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 10 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 12 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 13 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 14 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 15 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 16 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 17 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（実施設計業務）

第2条 受注者は、この契約の締結後、直ちに、実施設計業務を開始するものとする。

- 2 受注者は、法令を遵守のうえ、第4条に定義する工程表で定められた実施設計図書の提出期限までに、入札実施要領等及び技術提案書に基づき、建設業務に係る実施設計の書類及び図面を作成するものとする。
- 3 受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、実施設計業務の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、実施設計業務の内容について発注者と協議するものとする。
- 4 受注者は、実施設計業務の開始前に入札実施要領等の内容について確認をするものとし、矛盾その他入札実施要領等の内容に従い実施設計業務及び建設業務を行った場合に支障等が生じる事項を発見した場合は速やかに発注者に通知する。受注者は実施設計業務の開始後、当該確認が不十分であったことにより発見できなかった入札実施要領等の不適合について発注者に何らの請求を行うことができない。

（関連工事の調整）

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（契約金額内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、この契約の締結後14日以内に、入札実施要領等及び技術提案書に基づいて、契約金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び実施設計業務の業務計画書、業務工程表及び建設業務の工程を示した工程表（以下「工程表」という。）並びに工事監理業務の業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第61条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、実施設計図書（未完成の実実施設計図書及び実施設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第19条第2項の規定による検査に合格したもの及び第44条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利の帰属等)

第7条 受注者から引渡しを受けた実施設計図書その他の成果品に関する一切の権利（著作権を含むがこれに限られない。）は、発注者に帰属するものとする。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。

(著作物の侵害の防止)

第8条 受注者は、その作成する実施設計図書又は工事目的物が、第三者の有する著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する実施設計図書又は工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な

措置を講ずるものとする。

(実施設計業務及び工事監理業務における一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、実施設計業務及び工事監理業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の案件において、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、発注者は、前項の第三者で、委託業務の処理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(建設業務における一括委任又は一括下請負の禁止)

第10条 受注者は、建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知)

第11条 発注者は、受注者に対して、本業務の一部を委任し、又は請け負わせた者（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人等の健康保険等加入義務等)

第11条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法を指定した場合において、入札実施要領等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第13条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札実施要領等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 実施設計業務に関し、発注者の意図する実施設計図書を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者（設計業務）に対する指示
 - (2) 実施設計業務に関し、この約款、入札実施要領等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 実施設計業務に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の統括責任者若しくは管理技術者（設計業務）との協議
 - (4) 実施設計業務に関し、その進捗の確認、入札実施要領等の記載内容と履行内容との照合その他この履行状況の監督
 - (5) 建設業務に関し、この契約の履行についての受注者又は受注者の統括責任者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 建設業務に関し、実施設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 建設業務に関し、実施設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、入札実施要領等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（調査職員）

- 第13条の2 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。
- 2 調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、入札実施要領等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する業務を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する指示
 - (2) この約款、入札実施要領等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の統括責任者若しくは管理技術者との協議
 - (4) 業務進捗の確認、入札実施要領等の記載内容と履行内容との照合その他この履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、入札実施要領等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が調査職員を置かないときは、この約款に定める調査職員の権限は、発注者に帰属する。

(統括責任者)

- 第14条 受注者は、この契約の締結後速やかに、入札実施要領等及び技術提案書に基づき、本業務を統括する統括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、前項に定める者として技術提案書に特定の者を記載した場合において、やむを得ず当該者を選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、その者と同等の能力を有する者を統括責任者とすることができる。
- 3 統括責任者は、第15条に定める管理技術者（設計業務）及び主任技術者（設計業務）並びに第16条に定める現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を統括し、本業務に関し相互調整を行うものとする。
- 4 統括責任者は、第16条に定める現場代理人及び監理技術者若しくは専門技術者を兼ねることができるが、第15条に定める管理技術者（設計業務）及び主任技術者（設計業務）を兼ねることはできない。

(管理技術者（設計業務）及び主任技術者（設計業務）)

- 第15条 受注者は、入札実施要領等に基づき、実施設計業務に関し、管理技術者（設計業務）及び主任技術者（設計業務）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者（設計業務）は、この契約に基づく受注者による実施設計業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、実施設計業務に係る、契約金額の変更、期間の変更、契約金額の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限のうち実施設計業務に係るものを行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者（設計業務）に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第16条 受注者は、入札実施要領等に基づき、建設業務に関し、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 専任の主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約に基づく受注者による建設業務の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、契約金額の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者、及び監理技術者若しくは専門技術者は、これを兼ねることができる。ただし、監理技術者と専門技術者を兼ねることはできない。

(履行報告)

第17条 受注者は、入札実施要領等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事監理)

第17条の2 受注者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めに従い、公共施設に係る工事着工の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。受注者は工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりを実施されているか確認させなければならない。

2 受注者は、工事監理者をして、公共施設に係る建設工事着手前に工事監理概要書を発注者に提出させ、発注者の確認を得させなければならない。

3 受注者は、工事監理者をして、発注者があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は工事監理者をして、受注者を通じ必要に応じ発注者に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

(業務関係者等に関する措置請求)

第18条 発注者は、統括責任者、管理技術者（設計業務）又は現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員若しくは調査職員は、主任技術者（設計業務）又は主任技術者、監理技術者若しくは専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する場合を除く。）その他受注者が本業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で、本業務の履行（工事の施工又は管理を含む。）につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員又は調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第19条 工事材料の品質については、入札実施要領等及び実施設計図書に定めるところによる。入札実施要領等及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、入札実施要領等及び実施設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場

外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第20条 受注者は、入札実施要領等及び実施設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、入札実施要領等及び実施設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて入札実施要領等及び実施設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、入札実施要領等及び実施設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第21条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する建設機械器具、図面その他の本業務に必要な物品（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、入札実施要領等及び実施設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が入札実施要領等及び実施設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、入札実施要領等及び実施設計図書に定めるところにより、本業務の完成、入札実施要領等及び実施設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が入札実施要領等及び実施設計図書に明示されていないときは監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第22条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（入札実施要領等及び実施設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、入札実施要領等及び実施設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第23条 受注者は、工事の施工部分が入札実施要領等及び実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第19条第2項又は第20条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が入札実施要領等及び実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第24条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 入札実施要領等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 入札実施要領等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等入札実施要領等に表示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 入札実施要領等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札実施要領等の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し入札実施要領等を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し入札実施要領等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し入札実施要領等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により入札実施要領等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（入札実施要領等及び実施設計図書の変更）

- 第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、入札実施要領等の変更内容を受注者に通知して、入札実施要領等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、実施設計図書の変更内容を受注者に通知して、実施設計図書の変更を求めることができる。この場合において、受注者は、発注者から当該通知を受領した後14日以内に、発注者に対してかかる実施設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により実施設計図書が変更される場合には、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（本業務の中止）

- 第26条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、疫病等公衆衛生上の事態その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本業務を履行できないと認められるときは、発注者は、本業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、当該各業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若

しくは契約金額を変更し、又は受注者が当該各業務の続行に備え作業現場及び工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第27条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第28条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第29条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第30条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第28条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第31条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第32条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額のうち建設業務に係る契約金額（以下「工事契約金額」という。）が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（工事契約金額から当該請

求時の出来形部分に相応する工事契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事契約金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、工事契約金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により工事契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく工事契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、工事契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、工事契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、工事契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 第1項から第4項までに規定する全体スライド条項及び第5項に規定する単品スライド条項、第6項に規定するインフレスライド条項について、各々の併用は妨げない。
- 10 前項までに規定する各スライド条項の適用については、別紙運用要領に基づき行うものとする。

(臨機の措置)

- 第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第34条 実施設計図書及び工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本業務を履行するにつき生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第36条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第65条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第35条 本業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。た

だし、その損害（第65条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第36条 工事目的物の引渡し前に、天災等（入札実施要領等で基準を定めたものにあつては当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者はその事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第65条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第19条第2項又は第20条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1） 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2） 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3） 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（法令変更）

第36条の2 受注者は、この契約締結の日以降、法令等が変更されたことによりこの契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。かかる法令等

の変更により、本業務の内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、工期の変更につき協議する。

- 2 受注者は、この契約の締結の日以降、法令等が変更されたことにより、本業務の履行に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

【法令変更】

【発注者負担割合】 【受注者負担割合】

(1) 法制度に関するもの

ア 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更	100%	0%
イ ア以外の法制度の新設・変更	0%	100%

(2) 税制度に関するもの

ア 法人税等収益関連税の税制度の新設・変更	0%	100%
イ ア以外の税制度の新設・変更	100%	0%

- 3 発注者が支払う契約金額に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
- 4 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、この契約を解除することができる。

(契約金額の変更に代える入札実施要領等又は実施設計図書の変更)

第37条 発注者は、第12条、第21条、第23条から第26条まで、第29条、第32条から第34条まで、第36条又は第40条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札実施要領等又は実施設計図書を変更することができる。この場合において、入札実施要領等又は実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第38条 受注者は、実施設計業務、建設業務及び工事監理業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いのうえ、入札実施要領等に定めるところにより、各業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、発注者が第2項の検査によって実施設計業務の完成を確認した後、直ちに実施設計図書を発注者に引き渡さなければならない。発注者は当該実施設計図書の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、第2項の検査によって建設業務の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たとき

は、直ちに当該工事事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事事目的物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、発注者が第2項の検査によって工事監理業務の完了を確認した後、直ちに業務報告書を発注者に引き渡さなければならない。発注者は当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 8 受注者は、実施設計業務、建設業務及び工事監理業務が第2項の検査に合格しないときは、受注者の負担において直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を実施設計業務及び建設業務の完成、工事監理業務の履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第39条 受注者は、実施設計業務、建設業務及び工事監理業務について前条第2項（同条第8項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により建設業務について前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第40条 発注者は、第38条第4項、第5項又は第7項の規定による引渡し前においても、実施設計図書及び工事事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により実施設計図書及び工事事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第41条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務契約金額及び工事監理業務契約金額の10分の3（限度額を設定している場合はその限度額）以内、工事契約金額の10分の4（限度額を設定している場合はその限度額）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の設計業務契約金額及び工事監理業務契約金額の10分の3、工事契約金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けてい

るときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 6 工事内容の変更その他の理由により契約金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第42条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を、直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第43条 受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

- 第44条 受注者は、本業務の完成前に、各業務の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第19条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては入札実施要領等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いのうえ、入札実施要領等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注

者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times$ （9/10－前払金額/契約金額）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払を請求する場合においては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。

（部分引渡し）

第45条 工事目的物について、発注者が入札実施要領等において建設業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第38条中「建設業務」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第39条中「契約金額」とあるのは「部分引き渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第39条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第39条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金額＝指定部分に相応する契約金額 $\times$ （1－前払金額/契約金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第46条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則）

第47条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第41条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第42条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第44条第1項の契約金額相当額（以下この条及び次条において「契約金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が入札実施要領等に定められているときには、同項の規定により準用される第41条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が入札実施要領等に定められているときには、同項の規定により準用される第41条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第41条第1項の規定にかかわらず受注者は、契約金額相当額が前会計年度まで出来高予定額に達するまでの当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第42条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第48条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第44条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 契約金額相当額 × 9 / 10 - 前会計年度までの支払金額 -

（契約金額相当額 - 前会計年度までの出来高予定額） ×

（当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額） / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和8年度 回

令和9年度 回

令和10年度 回

令和11年度 回

（第三者による代理受領）

第49条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第39条又は第44条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第50条 受注者は、発注者が第41条、第44条又は第45条において準用される第39条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面に

より、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第51条 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物に、種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 実施設計図書又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第52条 発注者は、本業務が完了するまでの間は、次条又は第54条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (2) 工事目的物が工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第16条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第51条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第57条又は第58条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第54条の2 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定

による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（5） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（6） 第9条又は第10条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第55条 第53条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第56条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第53条各号又は第54条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1） 契約金額債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約金額として受注者に既に支払われたものを除く。）

（2） 工事完成債務

（3） 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（4） 解除権

（5） その他この契約に係る一切の権利及び義務（第35条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第57条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第58条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第25条の規定により入札実施要領等又は実施設計図書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

（2） 第26条の規定による本業務の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第59条 第57条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第60条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第41条（第47条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第52条、第57条又は第58条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が本業務の完了前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第53条、第54条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第52条、第57条又は第58条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 本業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第61条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本業務を完了することができないとき。
- (2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第53条又は第54条の規定により、本業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第53条又は第54条の規定により、本業務の完了前にこの契約が解除されたとき
- (2) 本業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第54条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第62条 受注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、本業務の完了の前後を問わず契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第54条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第54条の2第5号に該当したとき。
- (5) 第54条の2第6号に該当したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。
- 4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であって既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金及び遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前3項の額を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第63条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第57条又は第58条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第39条第2項(第45条において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第64条 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物に関し、第38条第4項、第5項又は第6項(第45条において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、実施設計図書又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政

令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 引き渡された実施設計図書又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第65条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を入札実施要領等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(総合評価における技術提案書に係る特則―地域への貢献)

第66条 受注者は、この契約のために実施した総合評価落札方式制限付一般競争入札(以下「総合評価」という。)において提出した技術提案書「提案書 様式17 [1/2]」(以下「地域への貢献」という。)で、発注者に対して提案した次の内容について、履行義務を負う。

		市内業者契約予定合計額	準市内業者契約予定合計額
建設工事	1次下請	円	円
	2次下請	円	円
	3次下請以下	円	円
資機材等(元請からの発注のみ)		円	円

上表の契約予定合計額のうち、市内業者を活用した数	社
--------------------------	---

- 発注者は、この契約の締結後、受注者に対し、地域への貢献に関する計画書の提出を求めることができる。
- 受注者は、工事完了時に地域への貢献の履行状況を証する書面を発注者へ提出しなければならない。
- 発注者は、前項により提出された書面で最終的な地域への貢献を確認するものとする。
- 受注者の最終的な地域への貢献が、受注者が当初提案した値を下回った場合は、発注者は最終的な地域への貢献を基に総合評価における受注者の加点審査を再計算するとともに、加点審査と入札金額を元に算出される総合評価値について、再計算後の総合評価値と当初の総合評価値の点数差に、契約金額を当初の総合評価値で除して算出した1点あたりの契約金額を乗じて得た額を違約金として受注者に請求することができる。
- 受注者は、発注者から前項による違約金の請求を受けた場合、発注者の指定する期間内に当該違約金を支払わなければならない。

(総合評価における技術提案書に係る特則―その他)

第67条 受注者は、総合評価において提出した技術提案書において発注者に対して誓約した内容(前条に規定するものを除き、以下「技術提案」という。)について、履行義務を負う。

- 発注者は、この契約の締結後、技術提案のうち発注者が指定したものの履行に関する計画書の提出を求めることができる。
- 受注者は、発注者が指定する時期において、発注者の満足する様式及び内容の前項の計画書の履行状況を証す

る書面を発注者へ提出しなければならない。また、発注者が要求した場合は随時、受注者は発注者に対し、当該技術提案の履行状況を報告する。

- 4 発注者は、前項により提出された書面及び受注者の報告等に基づき、受注者による技術提案の履行状況を判断するものとする。
- 5 受注者による技術提案の履行状況が、受注者が当初誓約した内容を下回った場合は、竣工検査における工事評定点から10点差し引くとともに、本事業の引き渡し日から1年間の入札参加停止措置を講じ、名称を公表するものとする。
- 6 前項の規定による措置は、違約の治癒に相当する措置であり、第61条に規定する発注者の損害賠償請求権を妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第68条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第69条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第18条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第70条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(議会の議決を要する契約の効力)

第71条 議会の議決を要する契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条の規定により、大東市議会の議決を得た後、その効力が発生するものとする。

(補則)

第72条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

【補足事項】

- ・事業着手日は令和8年4月1日以降とする。
- ・実施設計時・施工時において提出する工事費内訳書は、営繕積算システム(RIBC2)及び土木積算システム(Gaia)により作成すること。
- ・入札時の予定価格は、基本設計先行型デザインビルド手法による、要求水準書及び基本設計書に基づき、材料費の高騰等、情勢を考慮した市場価格等を積算して算出した価格である。
- ・事業着手日以降における賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更については、協議のうえ、契約書において規定する各スライド条項を適用し対応する。
- ・(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する議決を得られない場合は、発注者の指示に従い、本業務を中止又は中断するものとする。

【公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金対象の工事スケジュール】

- ・契約時点における公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金対象の工事スケジュールは以下のとおりとする。

ただし、必要があると認めるときは、双方協議によりこれを変更することができる。

また、スケジュールに定めた当該年度に工事の着工が見込めない場合において、繰越承認を得た場合は、翌年度の工事着工とすることができる。

対象部分の工事の着工については、負担金・交付金の交付決定の内定後、本市の指示を受けて行うこと。

〈公立学校施設整備費負担金〉

対象工事	工事期間	引渡予定日
東校舎増築工事	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日
西校舎増築工事（給食施設除く）	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日

〈学校施設環境改善交付金〉

対象工事	工事期間	引渡予定日
体育館改修工事	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日
西校舎増築工事（給食施設）	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日
既存南校舎改修工事	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日
既存北校舎改修工事	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日
既存東校舎改修工事	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日
グラウンド整備工事	令和○年○月～令和○年○月	令和○年○月○日

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業

賃金等の変動に対する建設工事請負契約に係る全体スライド条項運用要領

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業 設計・施工一括型工事契約において、第 3 2 条第 1 項から第 4 項までに規定する「賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更」の全体スライド条項の適用については、次のとおり運用することとする。

1 適用対象工事等

- | |
|---|
| <p>(1) 工期が 1 2 ヶ月を超える工事であること。</p> <p>(2) 全体スライド条項による請求は、2 (3) に定める残工期が 2 (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。</p> <p>(3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した契約金額が、1000 分の 30 以上変化していると予想されること。</p> |
|---|

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(1) 請求日：
スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。</p> <p>(2) 基準日：
請求があった日から起算して、1 4 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。</p> <p>(3) 残工期：
基準日以降の工事期間とする。</p> |
|--|

- ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から 1 4 日以内の範囲で定めることも可とする。）から 2 ヶ月以上必要であることに留意すること。遡りは認めない。

- ・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から 1 4 日以内の範囲で定める。

- ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも設計変更協議書等による指示により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3 スライド協議の請求

賃金水準及び物価水準の変動により契約金額の変動額が残工事費の1.5%を超える場合、発注者又は受注者からのスライド協議の請求を書面により行うこととする。

- ・ スライド対象の確認

発注者は工期内で契約締結の日から12ヶ月を経過（または、前回スライド基準日以降12ヶ月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事契約金額により判定することを基本とする。

ただし、基準日までに変更契約を行っていないが、設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができるものとする。

- ・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

- ・ スライド協議の請求時の添付資料について

スライド協議の請求後、速やかに工事の出来形数量が確認できるよう、スライド協議の請求にあたっては、必要な確認資料の添付を求めるものとする。

- ・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面により通知する。

やむを得ず協議開始日に変更が生じた場合は、再度通知するものとする。

4 契約金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による契約金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$
- この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額
- P_1 ：契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額
- P_2 ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率(落札率)、 Z ：市積算額)
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$
- この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額
- P_1 ：契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額
- P_2 ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率(落札率)、 Z ：市積算額)
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- ・ 総価契約単価合意方式適用工事の場合について

P_1 は、直近の合意単価(包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価)を用いて算出する。

P_2 は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価(包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価)を用いて算出する。

- ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・ 複数回スライドを行う場合について
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 出来形数量の確認（残工事量の算定）

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とする。
 - ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

- ・ 出来形数量等の確認方法について
基準日における工事の出来形数量の確認については、本要領 記5に基づき実施することを基本とする。
なお、迅速かつ確実な執行ため、当面、受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表等に対応した出来高を確認できることとする。
出来高確認は、本市の監督員（総括又は主任監督員）と、受注者（監理技術者又は主任技術者、現場代理人）により行うものとする。なお、工事監理業務を外部委託している場合は、委託監督員は出来高確認に立ち会うものとする。

- ・ 「工事出来高内訳書」による出来高の確認
「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表等に対応した出来高数量を確認する。
- ・ 「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認
次式により数量総括表等に対応した出来高を算出する。(ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期})$$
 本要領に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。
- ・ 出来形数量等の確認時期について
発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。
- ・ 発注者側に換算数量がない場合について
発注者側に換算数量がない場合とは、発注者が積算上想定した施工方法と、受注者による実際の施工方法が異なる場合などが想定される。
この場合は、受注者に対して、速やかに必要な資料の提出を求めるものとする。
- ・ 出来高の確認後、スライド額協議を開始するまでの間に、発注者と受注者の間での協議を行う場合は、書面（協議書（打合せ簿）など）に必要な事項を記載、又は必要な資料を添付して行うものとする。
- ・ 出来高の確認に関する詳細な運用については、教育企画室が定めるところによる。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。

なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ 積算に使用する単価について
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運用については、教育企画室が定めるところによる。

- ・基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・物価変動率については、原則、次のとおり工事費を労務費と物価(労務費以外)に分け、それぞれに指数等の上昇率を適用する。

【労務費と物価の各々の率設定】…厚生労働省の労災保険における「労務费率」を流用。

【労務費】…大阪府が定める工種ごとの労務単価の平均上昇率を適用。

【物価(労務費以外)】…(一財)建設物価調査会による大阪府での物価指数上昇率を適用。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- ・変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、請求後、速やかに必要な手続を行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、精算年度に行うことができる。

なお、工期が複数年度にわたる契約については、その最終年度を精算変更時点として契約変更を行うことができるものとする。

- ・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に精算変更金額を算出すること。

8 インフレスライド及び単品スライド条項の併用

- | |
|--|
| (1) 契約書第32条第6項に規定するインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項適用後12カ月経過後に、本要領によるスライドを請求することができる。 |
| (2) 本要領に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、契約書第32条第5項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができる。 |

- ・ 契約書第32条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- ・ さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

9 国マニュアルの準用

- (1) 工事請負契約書第25条※第1～4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)
〔平成25年9月 国土交通省〕※現在は第26条

- ・ 適用時点までに改訂されている場合は、最新の運用マニュアルを準用するものとする。

（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業

賃金等の変動に対する建設工事契約に係る単品スライド条項運用要領

（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業 設計・施工一括型工事契約において、第 32 条第 5 項に規定する「賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更」の単品スライド条項の適用については、次のとおり運用することとする。

1 適用対象工事等

適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事（残工期が 2 ヶ月以上ある全ての工事）

2 対象となる工事資材

「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」、「コンクリート類」に分類される各材料（H 型鋼、異形棒鋼、軽油、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント及びコンクリート二次製品など）及びその他の主要な工事材料

3 受発注者の負担

資材ごとに実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて積算した材料価格の変動額（材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。）のうち、対象工事費の 1 % を超える額。

4 スライド条項の適用手続き

(1) 申請時期・契約変更時期

工期末の 2 ヶ月前までに請求し、工期内に契約変更。

(2) 証明書類の提出（増額請求の場合は必須）

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出すること。

5 スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類、アスファルト合材類及びコンクリート類

現場に搬入された月に基づく実勢価格

(2) 燃料類

購入した翌月に基づく実勢価格

(3) その他の主要な工事材料

上記(1)など契約と現場搬入の時期に差がある材料は、現場に搬入された月に基づく実勢価格、上記(2)など契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は、購入した翌月に基づく実勢価格

注) それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

6 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

7 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記5の単価と上記6の数量を用いて再積算（材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。）した変動額から、対象工事費の1%相当額を減じる。

注) 適用日までに部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

8 全体スライド及びインフレスライド条項の併用

工事請負契約書第32条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額等の変更を実施した後であっても、本要領によるスライドを請求することができる。

工事請負契約書第32条第6項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額等の変更を実施した後であっても、本要領によるスライドを請求することができる。

9 国・大阪府マニュアルの準用

(1) 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）

〔令和4年7月 国土交通省〕

(2) 建設工事請負契約における単品スライド条項の運用マニュアル

〔令和4年12月 大阪府〕

注) 適用時点までに改訂されている場合は、(1)(2)いずれも最新の運用マニュアルを準用するものとする。

（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業

賃金等の変動に対する建設工事契約に係るインフレスライド条項運用要領

（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業 設計・施工一括型工事契約において、第 3 2 条第 6 項に規定する「賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更」のインフレスライド条項の適用については、次のとおり運用することとする。

1 適用対象工事等

- (1) 測量・建設コンサルタント関係業務は対象外とする。
- (2) インフレスライド条項による請求は、2 (3)に定める残工期が2 (2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更（本市の積算において採用する公共工事設計労務単価の改定をいう。以下同じ。）がなされた時とする。

・賃金水準の変更について

賃金水準の変更がなされた時とは、本市の積算において採用した、公共工事設計労務単価の改定がなされた時をいう。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：
インフレスライド条項が適用される可能性があるため、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：
請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：
基準日以降の工事期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。遡りは認めない。

- ・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

なお、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とが協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合は、新しい賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

- ・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも設計変更協議書等による指示により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3 スライド協議の請求

賃金水準及び物価水準の変動により契約金額の変動額が残工事費の1%を超える場合、発注者又は受注者からのスライド協議の請求を書面により行うこととする。

- ・スライド対象の確認

スライド変更を行うか否かの判定にあたっては、スライド協議の請求までの間の設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事契約金額により判定することを基本とする。

ただし、基準日までに変更契約を行っていないが、設計変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができるものとする。

- ・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

- ・スライド協議の請求時の添付資料について

スライド協議の請求後、速やかに工事の出来形数量が確認できるよう、スライド協議の請求にあたっては、必要な確認資料の添付を求めるものとする。

- ・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面により通知する。やむを得ず協議開始日に変更が生じた場合は、再度通知する。

4 契約金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による契約金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$
- この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{増}}$: 増額スライド額
- P_1 : 契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額
- P_2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額 ($P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 α : 請負比率(落札率)、 Z : 市積算額)
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$
- この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{減}}$: 減額スライド額
- P_1 : 契約金額から基準日における出来形部分に相応する契約金額を控除した額
- P_2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額 ($P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 α : 請負比率(落札率)、 Z : 市積算額)
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第 36 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

・基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・基準日における見積価格採用単価について
再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
- ・複数回スライドを行う場合について
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。
- ・発注者積算額について
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運用については、教育企画室が定めるところによる。

5 出来形数量の確認（残工事量の算定）

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

- ・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本要領 記5に基づき実施することを基本とする。

なお、迅速かつ確実な執行ため、当面、受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表等に対応した出来高を確認できることとする。

出来高確認は、本市の監督員（総括又は主任監督員）と、受注者（監理技術者又は主任技術者、現場代理人）により行うものとする。なお、工事監理業務を外部委託している場合は、委託監督員は出来高確認に立ち会うものとする。

- ・「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表等に対応した出来高数量を確認する。

- ・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

次式により数量総括表等に対応した出来高を算出する。（ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。）。

$$\begin{aligned} \text{出来形数量} &= \text{基準日における設計数量} \\ &\quad \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期}) \end{aligned}$$

本要領に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

- ・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

- ・発注者側に換算数量がない場合について

発注者側に換算数量がない場合とは、発注者が積算上想定した施工方法と、受注者による実際の施工方法が異なる場合などが想定される。

この場合は、受注者に対して、速やかに必要な資料の提出を求めるものとする。

- ・出来高の確認後、スライド額協議を開始するまでの間に、発注者と受注者の間での協議を行う場合は、書面（協議書（打合せ簿）など）に必要な事項を記載、又は必要な資料を添付して行うものとする。

- ・出来高の確認に関する詳細な運用については、教育企画室が定めるところによる。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。

なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運用については、各発注部局が定めるところによる。

- ・基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・基準日における見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・物価変動率については、原則、次のとおり工事費を労務費と物価(労務費以外)に分け、それぞれに指数等の上昇率を適用する。

【労務費と物価の各々の率設定】…厚生労働省の労災保険における「労務费率」を流用。

【労務費】…大阪府が定める工種ごとの労務単価の平均上昇率を適用。

【物価(労務費以外)】…一般財団法人建設物価調査会による都市別、部門別、新築・補修の別ごとの物価指数上昇率を適用。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- ・変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、請求後、速やかに必要な手続を行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、精算年度に行うことができる。

なお、工期が複数年度にわたる契約については、その最終年度を精算変更時点として契約変更を行うことができるものとする。

- ・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第32条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、本要領によるスライドを請求することができる。
- (2) 本要領に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、契約書第32条第5項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができる。

- ・契約書第32条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

- ・また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

9 国・大阪府マニュアルの準用

- (1) 賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 25 条※第 6 項（インフレスライド条項）
運用マニュアル（暫定版）
〔平成 31 年 3 月 国土交通省〕※現行は第 26 条
- (2) 賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運
用マニュアル（暫定版）
〔令和 3 年 4 月 大阪府〕

・適用時点までに改訂されている場合は、(1) (2)いずれも最新の運用マニュアルを準用するものとする。